

重複・多剤投薬等対策事業委託仕様書

1 委託業務の名称

重複・多剤投薬等対策事業業務

2 委託業務の目的

医薬品の服用に関する適切な保健指導を推進し、被保険者の健康の保持増進を図るため、重複・多剤投薬対策及びポリファーマシー対策を推進する観点から、医療機関や薬局への相談を促すことが必要な対象者を抽出して、ナッジ理論等を用いた服薬通知及び電話勧奨を実施することにより、健康の保持増進及び医薬品の適正使用を推進する。

服薬通知及び電話勧奨の効果検証により、次年度以降の実施手法の工夫・改善を図るとともに、県内全市町への展開につなげる。

3 委託業務の期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 服薬通知等の実施

ア 服薬通知等実施方針の策定

服薬通知の実施に当たっては、専門的知見及び別添の山口県服薬状況等分析に基づき、服薬通知等実施方針（案）を作成すること。

作成した実施方針（案）については、事業説明会を開催し、市町の意見を踏まえて調整を行った上で、最終的な実施方針を定めること。

【実施方針に含める事項】

実施方針には、以下の事項を明示すること。

なお、必要に応じて項目の追加を検討すること。

(ア) 基本事項

- ① 実施目的
- ② 対象者抽出方法（抽出の考え方、市町が選択できる絞り込み項目の設定含む）
- ③ 国保連合会に出力を依頼するKDB帳票一覧
- ④ 実施スケジュール（市町の作業内容及び実施時期を含む）

(イ) 業務内容の詳細

- ① データ抽出・候補者設定
 - ・ 候補者抽出に必要なデータの特定（種類・期間等）及び抽出方法
 - ・ 服薬通知候補者の抽出及びリスト作成方法（条件定義、掲載項目等）
 - ・ 電話勧奨候補者の抽出及びリスト作成方法（条件定義、掲載項目等）
- ② 服薬通知・返信媒体
 - ・ 服薬通知媒体及び返信媒体の仕様（規格及び記載内容等）
 - ・ 返信媒体の回収及びデータ化方法
- ③ 電話勧奨
 - ・ 電話勧奨方針（下記カ（イ）の内容を含む方針）
 - ・ 電話勧奨結果のデータ化方法
- ④ 市町作業
 - ・ 参加市町における作業内容及び実施手順の明示

(例：候補者リストを基に市町が独自条件により対象者を絞り込み、通知対象者を確定する作業)

- ⑤ 効果検証
 - ・ 事業効果の検証方法（評価指標の設定を含む）
 - ・ 概況分析方法
- ⑥ その他
 - ・ 医療機関向け事業説明資料の作成
 - ・ その他、服薬通知及び電話勧奨の実施に当たり必要な事項

イ 服薬通知媒体デザイン

服薬通知対象者に対し、医療機関や薬局への相談を促す服薬通知媒体を作成すること。併せて、対象者の受診意向や電話勧奨候補者の選定に活用できる情報を把握するため、返信媒体を作成すること。

服薬通知媒体の作成に当たっては、ナッジ理論等を活用し、医療機関又は薬局への積極的な相談を促すことができるよう工夫すること。また、通知内容の誤解により、対象者が自己判断で服薬を中止することがないように留意すること。

なお、これらの規格や記載内容、返信媒体の回収方法等は、参加市町へ案を提示し、意見調整を行うこと。また、個人情報保護を徹底するとともに、郵送料の低減に努めること。

ウ 服薬通知対象者に係る調整

服薬通知等実施方針に基づき、通知候補者リストを作成すること。市町は通知候補者リストを用いて通知対象者を選定するため、通知候補者リストには、市町が通知対象者を判断できる項目を含めること。また、市町の通知対象者の選定に関して、必要な調整を行うこと。

【想定される選定条件（条件等を提示し、市町の選択を促してもよい）】

- ・ 年齢
- ・ 疾患等の保有状況
 - (例：がん、難病、精神疾患、認知症、人工透析、妊娠、入院)
- ・ 別添山口県服薬状況等分析の結果を踏まえた介入リスク選択
- ・ 薬剤数
- ・ 連続発生月数 等

エ 服薬通知の作成・発送等

各市町が選定した通知対象者に対し、服薬通知を作成し、発送すること。併せて、電話勧奨へつなげるための返信媒体を作成すること。発送に当たり、県又は市町から対象者の除外（発送の中止）の指示があった場合は、当該対象者への発送を中止すること。

また、返信媒体を回収し、回収状況及び回答内容のデータ分析を実施し、県及び参加市町へ報告すること。

円滑な事業実施のため、通知後に通知対象者や医療機関等から問い合わせがあった場合の対応基調等を作成すること。

オ 電話勧奨候補者リストの作成及び電話勧奨対象者の選定調整

(ア) 電話勧奨候補者リストの作成

市町に対し、電話勧奨への参加意向を確認すること。その上で、参加を希望する市町ごとに、服薬通知等実施方針に基づき、電話勧奨候補者リストを作成すること。

(イ) 電話勧奨対象者の選定に係る調整

市町は、候補者リストを基に電話勧奨対象者を選定する。このため、市町が対象者を選定できるよう、必要な調整を行うこと。

カ 電話勧奨の実施及び実施結果のデータ分析

電話勧奨は、服薬通知等実施方針に基づき実施すること。

(ア) 電話勧奨実施者

電話勧奨は、次の要件を満たす者が実施すること。

- ・保健師又は管理栄養士であること
- ・個別の状況に応じた受診勧奨を行うとともに、健康相談に対応できる能力を有すること

(イ) 電話勧奨方針の内容

電話勧奨方針は、以下を満たす内容であること。

- ・説明内容及び聴取事項
- ・勧奨の実施時間帯
- ・想定される主な質疑応答
- ・留守番電話となった場合の対応
- ・実施結果として記録する項目（例：受診意向、服薬理由等）
- ・不在又は話中の場合の再架電方法（曜日・時間帯を変えて2回以上実施）
- ・トラブル発生時の対応方針（対応記録の作成、連絡体制、実施者への研修等を含む）
- ・個人情報管理の方法（実施体制、取扱範囲、管理方法、保管場所等。事前に定めた場所以外への持ち出しは禁止）

キ 効果検証等

(ア) 事業効果検証及び概況分析の実施

本事業の実施内容を踏まえ、服薬通知及び電話勧奨による効果を取りまとめ、服薬通知等実施方針に基づき評価・検証を行うこと。

併せて、検証に当たっては、エビデンスの確認及び蓄積を行い、費用対効果の分析を実施すること。

また、効果が十分に得られなかった対象者については、市町による再勧奨に活用できる情報を整理し、提供すること。

さらに、保険者努力支援制度（取組評価分）の重複・多剤投薬に係る評価指標に対応した資料を作成すること。

加えて、専門的知見に基づき本事業の実施結果を分析し、課題及び改善点を整理するとともに、今後の改善手法を提示すること。

(イ) 市町再勧奨候補者リストの作成

受診勧奨後も未受診状態が継続する者に対し、市町が再勧奨に活用できる候補者リストを作成すること。

(ウ) 医療機関との連携に対する支援

医療機関向けの事業説明資料を作成し、説明を行うなど市町と医療機関の連携が円滑に進むよう支援すること。

(2) 事業成果報告会の開催

事業成果報告会を開催し、効果検証結果等を報告すること。

併せて、次のような被保険者の健康の保持増進及び医薬品の適正使用の推進に資する有益な情報提供に努めること。

- ・ポリファーマシーに係るリスクが高い事例及び頻発事例
- ・地域ごとの傾向
- ・服薬通知等により服薬の適正化につながりやすい事例
- ・医療関係団体との連携事例

また、保険者努力支援制度（取組評価分）の重複・多剤投薬に係る評価指標に対応した評価方法について、市町に対し説明・指導を行うこと

5 工程管理

受託者は、契約締結後、県と協議のうえ速やかに作業工程表を提出すること。また、提出後に変更が生じた場合は、県と協議のうえ速やかに作業工程表を修正し、提出すること。

6 成果物

本委託業務の成果物は、令和9年3月31日までに紙媒体及び電子媒体で県に提出すること（任意様式）。このほか、作業工程上必要な資料は、5で提出する作業工程表に基づき、遅滞なく提出すること。

- ・服薬通知等実施結果（紙媒体5部及び電子データ）
- ・その他、県と協議の上、定めるもの

7 成果物の帰属

本委託業務にかかる成果物は、全て県に帰属する。

受託者は、県の許可を得ることなくこれを公表、貸与又は使用してはならない。また県の承認を得て再委託を実施する場合には、再委託先にも同等の内容を順守させなければならない。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

委託業務の実施にあたって個人情報を取り扱うときは、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(2) 情報セキュリティ

本委託業務の遂行にあたっては、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定するISO認証あるいは一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク等を取得し、情報セキュリティに関して相当の措置を講じなければならない。

(3) 「個人情報の適正管理等に関する確認票」等の提出

受託者は、契約締結後、県が定める様式を用いて、速やかに個人情報の管理体制等を報告すること。また、内容に変更が生じた場合は速やかに報告すること。

9 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、本仕様書に特段の定めがあるほか、業務上知り得

た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、本委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。このことについては、委託業務終了後であっても同様とする。

受託者の責めに帰す情報漏えいが発生した場合、それによる損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

受託者の雇用人等、本委託事業に従事した者が、異動、退職等により本委託事業を離れる場合についても、受託者はその者に対して取得した情報を秘匿させなければならない。

また、再委託先においても、受託者と同等の守秘義務を負うものとする。

10 その他

(1) 県との連携

業務の実施に当たっては常に県と密接な連携を図り、業務の各段階で県と協議すること。

(2) 県から提供するデータの取扱・消去

服薬通知等実施方針における国保連合会に出力を依頼するKDB帳票等一覧（健診結果やレセプトデータ等を含む）のデータは県が国保連合会へ出力を委託し、出力されたデータを受託者に提供する。

県から提供したデータは厳重に管理し、漏えい、紛失等のないよう、受託者の保有する記憶媒体等にコピーする場合は、複製数、複製保存先、管理者等を記録し、適切に管理すること。また、事業完了後は当該データを受託者において適切に消去すること。

(3) 委託料

委託料は、実績に応じて支払うものとし、詳細は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(4) 山口県医療費適正化計画

本事業の実施に当たっては、山口県医療費適正化計画の内容と調和のとれたものとする必要があることから、当該計画等の内容に留意すること。

※参考：山口県医療費適正化計画

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/18927.html>)

(5) 保険者努力支援制度

本事業の実施に当たっては、保険者努力支援制度（取組評価分）のうち、重複・多剤投薬に係る評価指標と整合する内容となるよう、事業内容及び効果検証方法を設定・実施すること。

(6) 財源

本事業は、厚生労働省の都道府県国保ヘルスアップ支援事業を財源とする事業であるため、事業内容、実施方法及び成果については、当該交付金の要件及び条件に適合するよう実施すること。

(7) その他

この仕様書の内容に疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項については、受託者は速やかに県と協議すること。